

羽曳野市障害者施策推進審議会条例

平成25年 3 月29日

羽曳野市条例第 16 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項

4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

- (1) 市町村障害者計画に関し、第11条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

障害者基本法第11条

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

羽曳野市障害者施策推進審議会規則

平成 25 年 3 月 29 日

羽曳野市規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市障害者施策推進審議会条例(平成 25 年条例第 16 号)第 9 条の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 審議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において行う。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市障害者施策推進審議会公開要綱

制定 平成 26 年 1 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市障害者施策推進審議会条例(平成 25 年羽曳野市条例第 16 号)第 5 条に規定する羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開する。

- (1) 羽曳野市情報公開条例(平成 12 年羽曳野市条例第 42 号)第 7 条第 1 項に規定する不開示情報を含む内容を会議の資料又は議題とし、審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(非公開の決定)

第 3 条 会議の非公開は、非公開とすべき事案が生じた都度審議会の会長(以下「会長」という。)が決定する。

2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは出席委員の意見を聴くことができる。

(議事録への記録)

第 4 条 会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を議事録に記録するものとする。

(公開の方法等)

第 5 条 会議の公開は、会議の傍聴をしようとする者に会議の傍聴を認めることにより行う。この場合において、会長は、会議の円滑な運営を図るため、会場における秩序の維持に努めるものとする。

2 公開した会議の議事録又は議事概要及び会長が公開を必要と認める当該公開した会議に係る資料は、インターネットを利用した閲覧及び羽曳野市情報公開コーナーでの閲覧に供し、必要に応じて報道機関への資料提供等により公表に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 会議の開催の周知は、おおむね会議の 1 週間前までに、市のウェブサイトへの掲載その他の適当な手段により行うものとする。

2 会議の開催の周知に当たっては、会議の日時、場所等を明記するものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 7 日から施行する。

羽曳野市障害者施策推進審議会傍聴要領

制定 平成 26 年 1 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、羽曳野市障害者施策推進審議会公開要綱(平成 26 年 1 月 7 日制定)第 5 条に規定する羽曳野市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、審議会の会長(以下「会長」という。)において特に必要と認めたときは、傍聴人の数を減員し、又は増員することができる。

(傍聴の申請)

第 3 条 会議の傍聴をしようとする者は、あらかじめ市ウェブサイト等に掲載をした所定の方法により、申請しなければならない。

(傍聴人の決定)

第 4 条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、傍聴人決定通知書(様式第 1 号)の交付により当該申請に係る結果を当該申請者に通知するものとする。

2 傍聴の申請者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴の受付)

第 5 条 傍聴人は、会議の開催前に、会長に傍聴人決定通知書を提示した上で傍聴人名簿(様式第 2 号)に必要な事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外への入場の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり又はプラカードの類を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者

2 会長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対し、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる物品を携帯しているか否かを質問することができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 携帯電話等の受信音などを出さないこと。
- (4) 会議の秩序を乱し、議事の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を公開しない旨の宣言をし、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反したことに対する会長の命令に従わないとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることはいできない。

附 則

この要領は、平成26年1月7日から施行する。